



●大ホール

1F

●大ホール

収容人員／固定席1,224席
 ギャラリー席……………40席
 車イス席……………4席
 親子室……………6席
 舞台／間口18m・奥行14m・
 高さ8m

●多目的ホール

収容人員／移動席350席
 14m×17.6m=246㎡
 舞台／間口8m・奥行6m・
 高さ4.5m

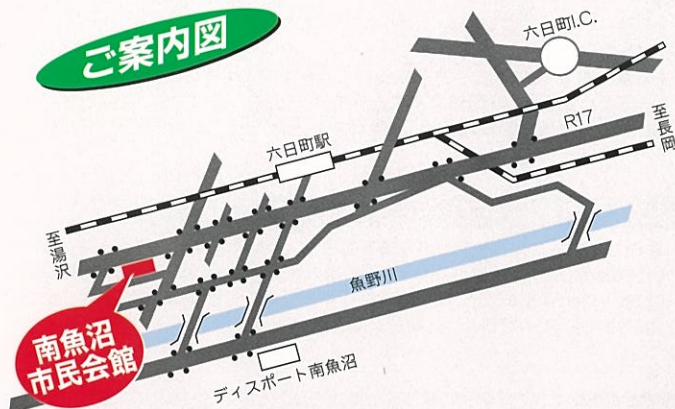
●ホール付属室

リハーサル室……………72㎡
 (12m×6m)
 楽屋1……………37㎡
 楽屋2(和室)……………18㎡(6畳)
 楽屋3……………16㎡
 浴室

●展示室

●事務室

(財)南魚沼市文化スポーツ振興公社



- JR上越線・ほくほく線六日町駅より徒歩約10分
- 関越自動車道六日町I.C.より約5分
- 駐車場:400台収容



財団法人 南魚沼市文化スポーツ振興公社

〒949-6623 新潟県南魚沼市六日町865番地
 TEL 025-773-5500 FAX 025-772-8161
 ☎ 0120-150-142
 U R L <http://www.6bun.jp>
 E-mail info@6bun.jp

南魚沼市民会館



●楽屋 1



●楽屋 2(和室)



●楽屋 3

- (3) 附属設備利用料金、冷暖房利用料金及び時間外利用料金は、実績により終了後、速やかに精算してください。
- (4) 特別な場合を除き、既納の利用料金は返還いたしません。

5. 事前協議

- (1) 催物の宣伝、公表等をする場合は、全て会館利用許可書の交付を受けた後で行ってください。
- (2) 催物を円滑に行うためにプログラム、舞台、音響、その他の進行計画表等は、打合せまでに2部提出してください。
- (3) 利用者は、必ず、会場責任者を置いてください。又、入場者の受付、案内、接待、駐車場整理、その他必要と思われる係、及び舞台、照明、音響等に必要となる人員を確保してください。
- (4) 弁当は、会館側で業者(南魚飲食企画サービス)を指定してありますので、弁当等を希望する場合は事前に申し出てください。指定業者以外からの持込で出た弁当等は、主催者側で片付けることになっておりますので、会館職員への指示に従ってください。

6. 催物開催当日

- (1) 利用許可書を当日持参し、会館職員へ提示してください。(なお、関係官公署への届け出があった場合、その書類は、事前に会館へ提出してください。)
- (2) 舞台操作、設備器具の使用にあたっては、必ず会館職員の指示に従ってください。
- (3) 催物の責任者の所在を会館事務室にわかるようにしておいてください。
- (4) 事故防止のため、定員は厳守してください。消防法上、大ホール内で立ち見をしたり、補助椅子等を設けたりすることはできません。中学生未満の方は、ギャラリースタッフへの入場はできません。
- (5) 大ホール内では、飲食、喫煙はできません。開演前に放送等で入場者に徹底してください。
- (6) 事務用品(用紙、マジック、セロハンテープ、ガムテープ等)などの消耗品は主催者が用意してください。
- (7) 茶道具等は、給湯室に用意してありますが、茶葉等は、主催者が用意してください。
- (8) 予定の時間を超えるとわかった時は、すみやかに会館職員に連絡してください。
- (9) 終了後、使用した備品は元に戻し、火気を確認し会館職員への点検を受けてください。又、当日出たゴミは主催者側で処分してください。

7. ピアノ調律

- (1) 調律師は会館側で指定してありますので、希望者は申し出てください。
- (2) 調律料は、主催者の負担になります。

8. 利用の制限

次の場合は会館の利用を許可しません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又はその附属設備を損傷、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他会館の管理運営上、支障があるとき。

9. 利用許可の取消等

次の場合は利用の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、もしくは利用の停止をします。

- (1) 「8. 利用の制限」に該当すると認められたとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 権利譲渡等の禁止 許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡、及び転貸することはできません。
- (5) その他会館の管理運営上、支障があるとき。

10. 入場の制限

- 次の方に対しては、会館への入場を拒否し、又は退場させる場合があります。
- (1) 泥酔者、又は保護者(これに準ずるものを含む)を伴わない6歳未満の幼児
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品もしくは、動物の類を携行する者
 - (3) その他会館の管理上、支障があると認められる者

11. その他の注意事項

- 次の場合、許可が必要ですので事前に会館職員に申し出てください。
- (1) 張り紙、看板、垂れ幕等をする場合
 - (2) 物品の販売をする場合(催物に直接関係あるプログラム、CD等も含みます。)

舞台業務内容

- 会館職員で行う業務
 - すべての催物における舞台、照明、音響の管理業務
 - すべての催物における電動吊物装置の操作業務
 - 講演会、大会、式典、研究会等における舞台、照明、音響設備の操作業務(ただし、会終了後のアトラクション等は除く。)
 - 音響反射板を使用する催物における舞台、照明、音響設備の操作業務(ただし、テレビ中継等が行われる催物及びピン操作が必要な催物については除外する。)
 - 基本的に生明かりだけで進行する催物における舞台、照明、音響設備の操作業務
- 会館職員で行わない業務
 - 照明合わせが必要な催物の照明プラン作成業務及び照明設備操作業務
 - ピンスポットライト操作業務
 - マイクロフォンを多数使用して、音響ミキシング操作が必要な催物の音響設備操作業務
 - 基本的にテープ、CD等によって進行する催物の音響設備操作業務
 - 吊物(ただし、講演会等で使用するステージ横看板や垂れ幕は除く)及び舞台装置等を使用する催物の吊物操作及び舞台進行業務
 - プロジェクター等操作業務

関係官公署への届出

必要に応じて、関係官公署への手続きを行ってください。

○消防署

火気(煙草、ろうそく、スモークマシン等)を使用する場合
喫煙・裸火・危険物持込承認申請書

〒949-6405 南魚沼市竹俣82-2 南魚沼市消防署 TEL025-782-9119

○警察

〒949-6623 南魚沼市六日町480 南魚沼警察署 TEL025-770-0110

